

## 令和4年分政治資金収支報告書の提出について

政治資金規正法第12条の規定により、「令和4年分」の政治資金収支報告書について、12月31日現在の状況を記載し、下記1及び2により提出願います。

なお、様式については、下記7によりこのホームページから取得して、**片面印刷で提出してください。**

また、下記7の方法において取得できない場合には、事務局より交付しますので下記3の提出先へ連絡をお願いします。

### 記

#### 1 提出期限

##### (1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

**令和5年3月31日(金)まで**(土曜日、日曜日、祝日は除く。)

##### (2) 国会議員関係政治団体

**令和5年5月31日(水)まで**(土曜日、日曜日、祝日は除く。)

※ 例年、期限が近くなると提出が集中し、お待ちいただくこともありますので、早い時期(1～2月)に提出するようお願いいたします。

#### 2 提出方法

持参又は郵送

郵送の場合は、收受印を押印した様式(その1)の写しを返送しますので、**必ず切手を貼り付けした返信用封筒を同封してください。**

なお、郵送の場合で収支報告書に修正が生じた場合は、来庁又は郵送により対応していただくことになります。

#### 3 提出先

・福島県選挙管理委員会事務局(県庁本庁舎2階) TEL 024(521)7062

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

・福島県選挙管理委員会各地方事務局

県北地方事務局(県庁北庁舎内 地方振興局企画商工部) TEL 024(521)2655

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

県中地方事務局(郡山合同庁舎内 地方振興局企画商工部) TEL 024(935)1214

〒963-8540 郡山市麓山1-1-1

県南地方事務局(白河合同庁舎内 地方振興局企画商工部) TEL 0248(23)1506

〒961-0971 白河市昭和町269

会津地方事務局(会津若松合同庁舎内 地方振興局企画商工部) TEL 0242(29)5214

〒965-8501 会津若松市追手町7-5

南会津地方事務局（南会津合同庁舎内 地方振興局企画商工部）TEL 0241(62)5203  
〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1  
相双地方事務局（南相馬合同庁舎内 地方振興局企画商工部）TEL 0244(26)1116  
〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30  
いわき地方事務局（いわき合同庁舎内 地方振興局企画商工部）TEL 0246(24)6005  
〒970-8026 いわき市平字梅本15

※ 最寄りの地方事務局（地方振興局）で提出できます。郵送の場合も同様です。

#### 4 国会議員関係政治団体の収支報告書について

**人件費以外の経費で1件1万円を超える支出の明細**（支出を受けた相手先、支出の目的、支出金額及び支出年月日等）を記載し、**当該支出に係る領収書等の写し及び政治資金監査報告書**を提出してください。

なお、金額にかかわらず、領収書等（原本）はすべての支出について、要旨公表日から3年間保存しなければなりません。

#### 5 資金管理団体の収支報告書について

**人件費以外の経費で1件当たり5万円以上の支出がある場合**は、収支報告書に明細（支出を受けた相手先、支出の目的、支出金額及び支出年月日等）を記載し、**当該支出に係る領収書等の写し**を添付してください。

なお、当該領収書等（原本）は、要旨公表日から3年間保存しなければなりません。

#### 6 上記4、5以外の政治団体の収支報告書について

**政治活動費で、1件当たり5万円以上の支出がある場合**は、収支報告書に明細（支出を受けた相手先、支出の目的、支出金額及び支出年月日等）を記載し、**当該支出に係る領収書等の写し**を添付してください。

なお、当該領収書等（原本）は、要旨公表日から3年間保存しなければなりません。

#### 7 様式の取得方法

**当該ホームページの「政治団体の届出や政治資金関係」から取得できます。**

なお、「政治団体の手引き」や、政治資金規正法の改正状況等についても情報提供しております。

・「政治団体の届出や政治資金関係」→「政治資金収支報告書関係－政治資金収支報告書の様式」

URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/syusihoukokusyo-yousiki.html>

8 令和3年分の収支報告書を提出されていない場合

上記1の提出期間までに「令和3年分」及び「令和4年分」の2か年分の収支報告書を提出されない場合には、政治団体としての届出をしていない団体とみなされ、政治活動（選挙運動も含む。）のためにいかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け又は支出することができなくなり、収支報告書の提出を怠ったとして罰せられること（5年以下の禁固又は100万円以下の罰金）があります。

9 その他

- (1) 収入・支出等が「ゼロ」の場合でも、収支報告書を提出する義務があります。  
その際に提出する様式は、（その1）、（その2）、（その17）、（その20）の4枚のみです。
- (2) （その20）「宣誓書」の日付は、令和5年〇月〇日となります。
- (3) 事務所の所在地、代表者、会計責任者等に異動があった場合は、必ず異動届を併せて提出してください。